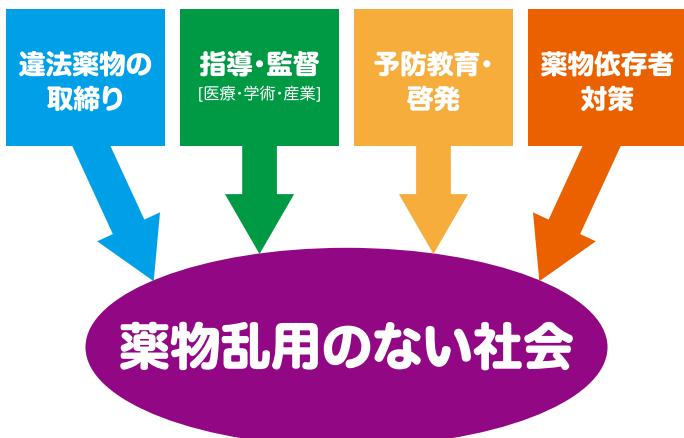


麻薬取締部

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどは依存性が非常に強い薬物です。これらを乱用すると自力ではなかなかやめられなくなります。薬物の効果が切れると自分の意思によるコントロールができなくなって、薬物への欲求が激しくなり、強迫的な使用へとつながっていきます。更に乱用を続けると、被害妄想から精神病様症状を来したり、周りの人に暴力を振るったり、錯乱状態に陥ると殺人や放火、強盗等、重大な二次犯罪を引き起こし、最悪な結果となってしまいます。麻薬取締部は、違法な薬物を厳しく取締り、乱用を防止する一方で、こうした薬物の正規分野(医療分野、学術研究分野など)における取扱いを監督しています。こうした取締りと薬物の有効活用を通じ、薬物犯罪に脅かされることのない、安全な日常と健やかな社会を目指して、取締機関として、また行政機関として業務に取り組んでいます。



○地方厚生局麻薬取締部所在地

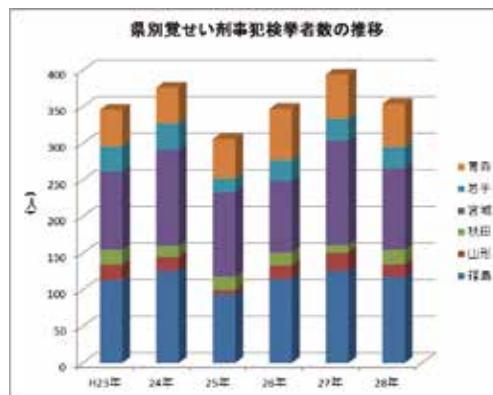
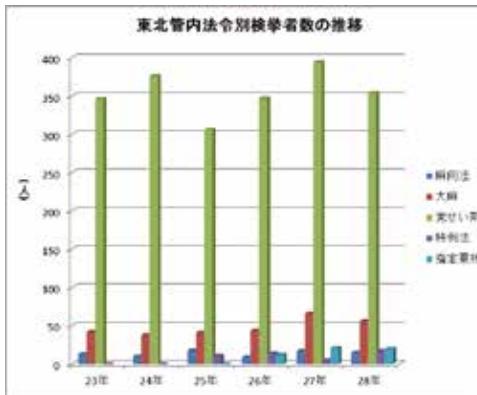


業務内容

規制薬物の取締り

薬物犯罪の検挙者の数は、高水準に推移しています。東北管内の検挙者の7～8割は覚醒剤事犯の検挙者です。これに大麻の検挙者が続いています。さらに、平成27年に危険ドラッグ販売店舗は壊滅しましたが、未だ危険ドラッグの乱用が後を絶ちません。このような状況において、麻薬取締部は、刑事訴訟法に基づく特別司法警察員として、薬物乱用のない健全な社会の実現に向け、暴力団や外国人薬物密輸密売組織等を取り締まるため、昼夜を問わず捜査に従事しています。





鑑定

麻薬取締部では、中立的な立場を維持し、迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。鑑定では、鑑定官が最新の分析機器を駆使して薬物の鑑定試験を行っています。



指導・監督

麻薬取締部は、医薬品である麻薬や向精神薬の流通を監視するため、定期的に病院、薬局、製薬会社等に対して、立入検査を実施しています。正規に取り扱う業者に対して、正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するための監督や指導を行っています。
睡眠薬などの処方箋医薬品は、その依存性から向精神薬に指定されているものが多く、乱用を続けると幻覚症状等の精神障害を引き起こします。医師による適切な処方のもとに服用しなければなりませんが、不正に入手し乱用する事例も見受けられます。



薬物依存者対策

薬物依存対策は、政府の薬物乱用対策目標の一つとして掲げられ、麻薬取締部では、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者及びその家族等の支援者を対象にした再乱用防止対策を平成23年8月から開始しています。麻薬取締部専用教材「自習用教科書(薬物乱用防止のために)マトリックス」を導入し、再乱用防止プログラムに参加を希望する者も対象に含め、薬物乱用者の社会復帰及び家族等に対する支援を行っています。

麻薬取締部は、「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物乱用者の家族や知人、友人からの相談や一般市民からの通報に対応しています。

麻薬・覚醒剤相談電話
022-227-5700
受付時間：平日午前9時から午後5時まで



予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物に近づかない」「使わない」ことです。一時の好奇心や快楽欲求から薬物を乱用し、人生を台無しにするケースが少なくありません。麻薬取締部では、薬物の乱用経験がない青少年が薬物に手を出さないための活動として、学校等での薬物乱用防止講演を実施しています。



不正大麻・けし対策

大麻やけしは免許を受けた人以外の栽培が禁止されています。麻薬取締部では不正栽培を取り締まるとともに、犯罪予防の観点から自生する大麻やけしの抜去も行っています。

【栽培規制】
・ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし
・ハカマオニゲシ
・大麻
平成28年度管内抜去株数
けし／56,000本
大麻／173,000本

